|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 所属する営業所又は事務所の名称 | 所属する部署及び役職名 | 外務員の登録の有無 | 処分等を受けた年月日 | 理由 | 処分等の内容 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 処分を受けた職員の合計人数　　　合計　　　名 |

参考様式９　商品先物取引業に関して処分等を受けたことのある職員に関する書面（省令第80条第１項第12号　省令第80条第２項　省令第118条第２項第15号　省令第121条第２項第15号関係）

（記載上の注意）

１．「商品先物取引業に関して処分等を受けた職員」とは、過去五年以内に、商品先物取引業に関して拘禁刑以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある者をいう。

２．「外務員の登録の有無」欄には、現在外務員である場合は、当該登録を受けた年月日を記載し、（現職）と記載すること。また、過去に外務員の登録があった場合は、当該登録の期間及びその所属していた商品先物取引業者名(旧法の商品取引員名）を記載すること。

３．「処分等の内容」欄には、当該処分の根拠となった法令及び課された行政処分を記載すること。